

令和7年5月30日

教育長

江文海

日田市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則

目田市立博物館条例施行規則（昭和39年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改正前	改正後
	(禁止行為) 第4条 博物館においては、来館者は次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 条例第5条各号に規定する行為をすること。 (2) 面会を強要し、又は長時間にわたる対応を要求すること。 (3) 写真の撮影、録音、録画、放送、インターネットを利用した配信その他これらに類する行為を館長の許可なく行うこと。 (4) 泥酔し、又はめいいていた状態で館内に立ち入り、職員

職務の遂行を妨げ、又は他の来館者の迷惑となるような行為
をすること。

(5) 職員又は他の来館者に対して、大声を出して威圧する等の
乱暴な言動をし、又は恐怖の念を抱かせるような言動をする
こと。

(6) 職員又は他の来館者に対して、差別的又は性的な言動をす
る等、嫌悪の情を催させ、又は人権侵害に当たる行為をする
こと。

(7) 正当な理由なく、立ち入りを禁止した区域に立ち入り、又
は開館時間外に館内にとどまること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、博物館における秩序の維持、
適正な管理又は災害の防止に支障のある行為をすること。

(博物館協議会)

第5条 略

(資料の利用)

第6条 略

(委任)

第7条 略

(博物館協議会)

第4条 略

(資料の利用)

第5条 略

(委任)

第6条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。